［支払］宅配便等による代金引換

物品と引き換えに代金を支払ったことが確認できる資料
（例）送り状

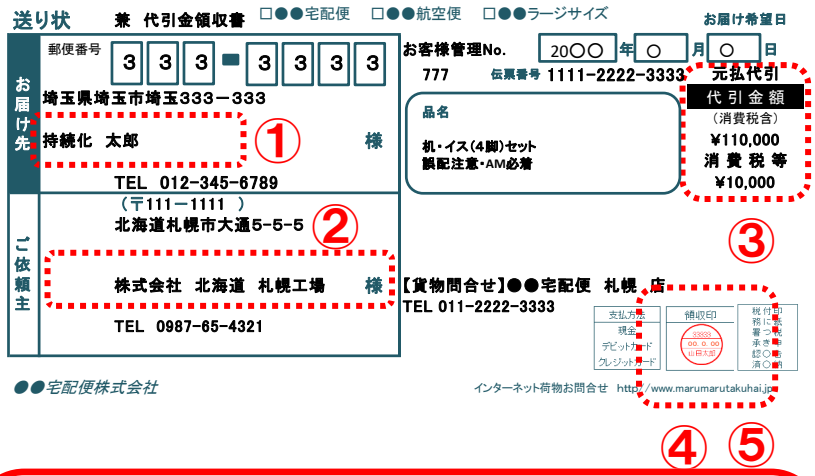

≪ご注意≫

支払い金額が10万円超（税抜）の場合は、以下の２点が必要です。

a. 理由（他の支払い方法が選択できなかった等）と補助事業者の押印

b. 補助事業者が出金したことが確認できる書類（現金出納帳、出金伝票等）

必要

宅配便等を利用して代金引換払いをした場合は、
証拠書類**［代金を支払った証明］**の提出が「必要」です。

Point

当該取引の支払いであること、補助対象経費であることを、以下で確認します。

①補助事業者が支払いしたことが確認できますか。

②請求元に支払いしたことが確認できますか。

③支払金額は請求金額と同じですか。

④領収印はありますか。

⑤支払日が確認できますか。また、事業終了日以前ですか（事業終了日後の支払いは、補助対象外です）。

≪ご注意≫代引手数料・時間指定料は補助対象外です。含まれている場合は、手数料を差し引いた金額を補助対象経費としてください。